

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@asmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

「入会してよかった」

NT支部 Aさん

何が経費になるのかもよく分からないままでしたが少しずつわかってきました。学習会では税金の考え方や帳面のつけ方など丁寧に教えてもらいました。支部の集会では自主申告納税制度のことや他の会員さんがどのようにしているかわかったことも自分にとってはプラスになりました。教えてもらったことは沢山ありますが、できることからがんばっていきこうと思います。私のようにどうしていいかわからない仕事仲間にも声をかけていきます。

千里丘支部 Uさん

最初に民商の役員の方が来られて商工新聞を購読するようにになりました。マイナンバーのことなど知らないことがたくさん掲載されていました。開業して初めての申告を迎えるにあたってどうしようかと迷っている頃、商工新聞をすすめてくれた役員さんが来られて「民商に入っ一緒にやろよ」と声をかけてくれました。今では私のお店で毎月班会を開催して申告書もスムーズに自分でできました。次回の班会では経営の交流もする予定です。

山田支部 Mさん

「相談するなら民商」と、独立する前から父親に言われていました。領収書などは集めていましたが、どう分類していいかわかりませんでした。法律が変わって帳面をつけるのが義務化されたことや、でも本来は自分の経営のためにつけるものだという事もわかりました。ただ消費税の申告が矛盾でいっぱいです。「身銭を切る」まさにそのとおりだと思います。

くらしに役立つ制度の紹介

住民税の減免制度

次のいずれかにあてはまる場合、住民税が減免されます。

- ① 前年の所得が600万円以下であり、今年中の所得の見込み額が120万円以下になる場合（扶養親族がいるときは1人につき35万円を加算した金額）
- ② 災害、盗難、横領により、本人や扶養家族の住宅や家財について3割以上の損失があった場合
- ③ 本人、または本人と生計を一にする親族にかかる医療費（保険などで補填される金額は除く）を支払い、その額が前年の所得の3割以上の場合
- ④ 納税者が死亡し、その納税義務を承継した場合で死亡した人の所得が600万円以下、継承者の所得が400万円以下であること

◎減免割合など、詳しくは民商事務所にお聞き下さい。

労働保険に関する マイナンバーの取扱についての 説明会を開催します

昨年から各地でマイナンバーについての学習会が行われています。民商でも本部や支部集会、班会などで学習を積み重ねてきました。会員以外を対象にした学習会では「従業員にとってマイナンバーの提出は義務ではないことが分かりました。」と法人の総務を担当する方からも感想が出されました。

実際に雇用保険の資格取得や資格喪失の手続の際などマイナンバーの記入欄があるがどうすればいいのか、各職場でマイナンバーに関する規約を作成しないといけないのか、従業員からマイナンバーを提供された時どう対応すればいいのかなど、労働保険の年度更新をひかえ説明会を開催します。

・労働保険事務組合に加入されている皆さん、加入を検討されている方は必ず出席してください。
（昨年から実施されているマイナンバーの学習会に参加された方でも、制度の概要や対処について理解できていない方はご出席下さい。）

- 3月28日（月） 昼2時
 - 4月3日（日） 朝10時
 - 4月8日（金） 夜7時
- *すべて民商会館で開催します。

伝言板

無料法律相談（要事前予約）

3月17日（木） 昼1時 民商会館

北大阪総合法律事務所の弁護士が相談に応じます。

戦争法廃止署名宣伝行動

3月18日（金） 夕方5時 JR岸辺駅北側

戦争法廃止に向けた重要な行動です。ぜひご参加下さい。

消費税廃止署名宣伝行動

3月24日（木） 夕方5時 JR吹田駅北口

国保・住民税相談会

3月25日（金） 昼1時30分 市役所ロビー集合

国保料、住民税の減免、分納の相談ある方はご参加下さい。

消費税申告・分納相談

3月29日（火） 昼1時30分

JR吹田駅北口（メロロード前）集合

消費税申告書を提出する方、分納を希望する方はご参加下さい。印鑑をご持参下さい。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民ととむいて！